

親子関係不存在・嫡出否認・認知等調停申立ての際の注意事項

1 申立て

(1) 管轄

この調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください(なお、広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは、相手方が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡に住んでいる場合です。)

(2) 添付書類

申立てのためには、原則として、次のものがが必要です。

ア 申立書(申立人の認印が必要です。)及びそのコピー(コピーはご自身で準備してください。)

イ 事情説明書、進行に関する照会回答書、送達場所等届出書(コピーは不要です。)

ウ 収入印紙(確定すべき身分関係につき1200円分)

エ 郵便切手

1220円分2組、180円切手1枚、110円切手6枚の合計3280円分

※ 手続の進行に応じて、郵便切手の追加をお願いする場合があります。

オ 添付書類

(親子関係不存在確認、嫡出否認)

子の出生証明書コピー(出生届未了の場合)、子の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(出生届が提出されている場合)、戸籍上の父、子の母の各戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)各1通

(認知)

子の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、子の出生証明書コピー(出生届未了の場合)、子の母、子の父の各戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)1通

(協議離婚無効確認)

申立人、相手方の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)各1通、離婚届の記載事項証明書(届出をした市区町村役場もしくは法務局で取得できます。)

※ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)は3ヶ月以内のものでお願いします。写しで提出することも

可能ですが、必要に応じて原本の提出をお願いすることがあります。本籍地の市区町村役場等で取得できます。取得方法については、市区町村役場にお問い合わせください。

2 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。記載例をご覧ください、ご自分の実情に合わせて必要事項を記入するか、もしくは該当箇所にチェックをしてください。

問い合わせ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所受付係

082-228-0561